② 申請書の受付期間（申請書及び簡易技術資料） 令和７年11月６日から令和７年11月19日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。

③ 競争参加資格の通知及び一次審査に係わる結果通知 令和７年11月27日まで

④ 詳細技術資料・技術提案書等及び入札書の受付期間（二次審査） 令和８年１月19日10時00分から令和８年１月20日12時00分まで（休日を除く）

⑤ 二次審査に係わる技術提案書等の採否通知及び競争参加資格が無い場合の通知 令和８年２月19日まで

⑥ 開札日時 令和８年３月５日10時00分

⑦ 入札保証金の納付等の受付期間 令和７年11月28日から令和８年３月４日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。〔利付国債の提供の場合は令和８年２月18日まで〕

6 Summary

⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity : MORIMOTO AKIRA Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵ Classification of the services to be procured : 41

⑶ Subject matter of the contract : Construction work of the San-en-nan-shin 2nd Bridge

⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 (noon) 19 November 2025

⑸ The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 19 January 2026 to 12 : 00 (noon) 20 January 2026 (tenders submitted by E-mail From 10 : 00 A.M. 19 January 2026 to 12 : 00 (noon) 20 January 2026)

⑹ Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年11月５日

日本郵政株式会社

上記会社代理人 日本郵政建築株式会社
代表取締役社長 倉田 泰樹

◎調達機関番号 431 ◎所在地番号 13

○第１号

1 工事概要

⑴ 品目分類番号 41

⑵ 工事名 東京逓信病院非常用発電設備更新工事

⑶ 工事場所 東京都千代田区富士見２―21―18（診療棟）

⑷ 工事内容 本工事は、病院を通常運用しながらの非常用発電設備の更新工事である。なお、発電機操作電源盤及びオイルサービスタンクの更新、関連する受変電設備の改修、地下オイルタンクの更新、非常用発電設備用の基礎及び杭の新設、並びにインターロッキング舗装工事等を含む。
敷地面積 約14,740㎡ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下２階、地上10階、塔屋１階
延べ面積 約42,380㎡（診療棟）

⑸ 工期 令和10年１月13日まで

⑹ 使用する主要な資機材 高圧ガスタービン発電機2,000kVA１台、発電機盤４面

⑺ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。

⑻ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争参加資格

⑴ 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立のあった者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。

③ 次の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

エ 監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ その他、日本郵政株式会社に損害を与えた者

④ 前号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者、その他次に掲げる者をいう。

ア 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

⑤ 反社会的勢力と次のいずれかに該当する関係にある者

ア 反社会的勢力が、経営を支配していると認められる関係

イ 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与していると認められる関係

ウ 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係

エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

オ その他、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

⑥ 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本入札に参加しようとする者

⑦ 本入札に参加しようとする者、その役員若しくは使用人等又は下請負先、委託先若しくはその他の契約の相手方が、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約しない者

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて発注者の信用を毀損し、又は発注者の業務を妨害する行為

オ その他、前各号に準ずる行為

⑵ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の工事種別が電気及び建築一式で、総合評定値の通知が電気1,210点以上かつ建築一式1,320点以上である単体企業の者であること。なお、総合評定値の審査基準日は、競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日の１年７か月前までとし、かつ最新のものであること。